

○幸田町SDGs未来都市オリジナルロゴマークの取扱いに関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、SDGs未来都市の実現に向け、本町のSDGs(持続可能な開発目標)推進のシンボルとして、町民に広く普及し、及び啓発する目的で制作した「幸田町SDGs未来都市オリジナルロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)の使用その他の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の制限)

第2条 本ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する用途に利用してはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する用途
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用する用途
- (3) 本町及びSDGs未来都市の信用及び品位を損なうおそれがある用途
- (4) 営利を主な目的として使用する用途
- (5) 前号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める用途

(使用者と報告)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、幸田町SDGs未来都市オリジナルロゴマーク使用報告書(様式第1号)により、町長に報告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (2) 官公庁が広報の目的で使用する場合
- (3) その他町長が使用の報告をする必要がないと認めた場合

(遵守事項)

第4条 使用者は、ロゴマークの使用に当たっては、信義に基づき誠実に使用するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 「幸田町SDGs未来都市ロゴマーク使用ガイドライン」に従って使用すること。
- (2) 意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく意匠の登録、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利を設定又は登録しないこと。

(使用状況報告)

第5条 町長は、ロゴマークの使用状況について、適時、報告を求めることができるものとする。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用の禁止)

第7条 町長は、使用者がこの基準に違反したときは、当該利用を禁止させるものとする。この場合において、ロゴマークの使用者に損害が生じても、町は一切の責めを負わないものとする。

(注意事項)

第8条 ロゴマークの使用によって生じた問題について、町は一切責任を負わないものとし、苦情等が発生した場合は、使用者の責任において適切な対応をするものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、町が別に定める。

附 則

この基準は、令和6年8月1日から施行する。